

1 基本的な考え方

1.1 参加と協働のまちづくりの推進

- 本市のまちづくりにおいては、市民・企業(事業者)・行政の参加と協働による推進を基本的原則とします。

少子高齢社会の進展や地球環境問題、ライフスタイルの変化などに対応しつつ、甲州市らしく快適で魅力のあるまちづくりを進めます。そのためには、市民、企業(事業者)、行政の参加と協働の推進という原則のもとに、理念や目標を共有し、それぞれの立場から積極的にまちづくりに関わっていくことが欠かせません。

1.2 まちづくりの主体と役割

(1) 市民主体のまちづくり

市民がまちづくりの主体です。そのため、まちづくりを進めるには、市民一人ひとりの深い認識と理解、そして誇りや愛着が欠かせません。市民は、まちづくりに対する理解を深めて、望ましいまちと里の姿について話し合い、自らが果たす役割と責任や負担についても明らかにし、まちづくりに自主的に取り組むことが求められます。

一方、市民が個人として活動するには限界もあります。このため、これまでの地域自治組織をはじめ、対象地域やテーマに応じたNPO(特定非営利活動法人)、ボランティア団体などは、今後のまちづくりに大きな役割を果たしていくものと考えられ、まちづくりの牽引役として活発な活動の展開が期待されます。

さらに、市民の主体的な参加から、より広い市民参加の輪を広げること、そのような働きかけを続けることも、期待されます。このような市民の主体的なまちづくりを行政は、積極的に支援していきます。

(2) 企業によるまちづくり

企業も地域における経済活動を通じて、まちづくりに大きな関わりを持っています。

そのため、企業もまちづくりへの理解を深め、行政との連携、市民との協力のもとに、より魅力のあるまちと里の形成への寄与など、社会的な役割を果たしていくことが求められます。

(3) 行政によるまちづくり

行政は、具体的なまちづくり事業における推進主体としての役割を担うとともに、市民と企業の自主的なまちづくり活動を積極的に支援し、適切に誘導します。

そのため、まちづくりに関する情報公開、情報提供や自主的なまちづくり活動に対する支援策の確立、まちづくりの推進と誘導の仕組みの充実などを進めます。

2 多様な制度の活用等

2.1 法制度の活用

(1) 都市計画法等の活用

都市計画法の地域地区（用途地域、風致地区など）、地区計画、都市緑地法の緑化地域、緑地協定、建築基準法の建築協定などの法律に基づく制度については、諸制度の改正の動きを見据えつつ、本市の特性に応じて、積極的にその活用を進めます。

■ 用途地域及び用途地域外白地地域の土地利用コントロール

現行の用途地域内人口が減少する一方で、用途地域周辺等での宅地化進行もみられ、本方針の目標の実現に向けて、用途地域内外の連携の取れた土地利用コントロールが求められます。

このため、宅地化が進行する用途地域周辺等の地域においては、用途地域制度の活用をはじめ特定用途制限地域、建ぺい率・容積率制限、地区計画、建築協定等の土地利用規制について、地域の特性に応じて、積極的にその活用の検討を進めるものとします。

また、現行の用途地域内においては、市街地整備の推進にあわせた計画的な土地利用の誘導や建替えにあわせた地区の修復的整備と改善を進め、より魅力ある市街地環境の形成を図るために、用途地域の見直し、地区計画、建築協定や建築基準法による制度の活用などの視点を明確にした上で、制度の見直しや活用を進めます。

■ 土地建物利用と整合ある基盤整備の制度の検討と導入

良好で快適な生活環境の確保のためには、宅地利用に応じた公共基盤の整備を必要とします。このため、宅地化が進行する地区や公共基盤の不足する市街地においては、面的な市街地整備、地区計画や建築協定など、土地建物利用と整合ある基盤整備制度を検討し、導入をめざします。

■ 都市計画道路等の見直し

本方針の目標の実現に向けて、都市形成の骨格となる都市計画道路網や公園施設等の都市計画の見直しと検討を進めます。見直しにあたっては、現行の優れた地区環境の保全、地区の土地利用動向やその都市的環境の密度など、地区の状況に配慮した検討を行います。

(2) 景観法等の活用

本市は、豊かな自然、果樹園や里山などの美しい景観、個性ある歴史と文化的な街並みなど、優れた地域資源を数多く有しています。これらの地域固有の資源を守り、その魅力を引き出していくために、景観法を活用した「甲州市景観計画」や「歴史まちづくり法」（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）を活用した「甲州市歴史的風致維持向上計画」を策定し、景観計画区域、景観地区、景観協定、景観重要建造物、歴史まちづくりを進める重点地区、歴史的風致形成建築物などの具体的施策の導入について検討を進めます。

2.2 独自制度の充実

(1) まちづくりのための条例の制定

法制度を補完して本市独自のまちづくりを推進するルールとして、開発の規制、開発の誘導を目的とする条例の制定をめざします。

条例については、基本理念とともに参加と協働によるまちづくりを推進する基本的な仕組み、手続き、ルールなどを本市の特性を重視して検討し、その制定をめざします。なお、このような条例の検討においても市民参加による検討を進めます。

(2) 手法の組み合わせと連携の強化

法律に基づく規制誘導手法、都市計画事業などの事業手法及びまちづくりのための条例などの独自手法を組み合わせ、目標の達成をめざします。また、事業の実施にあたっては、まちづくり交付金などの活用を図ります。

なお、これら施策の展開の際には、県及び周辺都市との連携、市内各地域の連携や施策間の横断的連携を重視した取り組みを行います。

3 市民主体のまちづくりの推進

3.1 基本的考え方

行政は、これまでの市民による自主的なまちづくりへの参加や活動実績の上に、市民のだれもがまちづくりの主体として、その役割を果たせるような方策や体制を整備して、一層の市民主体のまちづくりを推進します。

- ① まちづくりに関する情報の公開と提供を進めます。
- ② まちづくりに対して、市民参加の機会を保障し、参加を促します。
- ③ 市民がまちづくり計画立案の主体となるような方策や体制の整備を進めます。
- ④ 行政、企業のみならず、市民にもまちづくりについての役割と責任の理解を通じて、主体的な貢献を期待するとともに、適正な負担を求めていきます。

3.2 推進の具体的方針

(1) まちづくり情報の公開と提供

市民、企業が、まちづくりに関心を持ち、自らが住み、活動しているまちと里のことについて調査、検討したり、まちづくりの方法について学習し、まちづくりの主体としての知識を身につけるために、行政は、情報の公開と提供を積極的に行います。

このため、広報誌やインターネットを活用した情報の公開、まちづくりについての理解を広めるためのパンフレット等の発行など、まちづくりについての関心が高まるような情報の公開と提供を進めます。

行政は、学校や図書館等に、まちづくりに関する図書を備え、また、系統的な講座の開設やシンポジウム等の開催などを通じ、市民、企業のまちづくりに対する理解の醸成や人材の育成等を図ります。また、コミュニティ活動、健康福祉活動、社会教育や生涯学習活動等と連携して、地域のまちづくりについて、市民自らが学習し、検討することのできる活動拠点の確保をめざします。さらに、次世代を担う子供たちがまちづくりに関心を持ち、将来、質の高いまちづくりが実践できるように、学校教育の中でもまちづくりに関する教育を推進します。

(2) 市民主導のまちづくり活動と行政支援

■ まちづくり組織の設立と支援

既存の市民組織と協力しつつ、まちづくりの組織の設立をめざし、行政はその支援を進めます。

まちづくり組織は、市民が自分の住んでいる地区のことについて共通の目標やテーマを持ち、市民の発意・要望により、課題や将来のあり方などについて協議し、地区のまちづくり計画を検討し、これに基づいて活動します。地区のまちづくり組織の活動を受け、協力して、きめ細か

いまちづくりを展開していきます。

また、本方針に従い、公共施設整備を伴いまちづくりが特に必要と考えられる地区については、まちづくり推進地区として、行政による積極的なまちづくりの推進支援を行います。

■ まちづくりの専門家派遣等

行政は、市民の自主的なまちづくり活動を支援するため、専門家の派遣や技術的な支援などの活動支援を検討し、整備していきます。また、専門家派遣にあたっては、広く人材の確保を図って行きます。

(3) 行政の推進体制の整備

■ 職員の育成

まちづくりに関する知識を深め、また、市民や企業のまちづくり活動を支援する技術を修得するため、市職員の勉強会や研修を実施します。

■ まちづくり推進体制

本方針を基本として、地区や集落のまちづくりをきめ細かく推進するために、地域に密着してまちづくりを進めることのできる推進体制を検討し、整備します。

■ 横断的な行政体制の整備

まちづくりを推進するため、各部門において横断的かつ一体的な取り組みを行っていく必要があります。このため、個々のまちづくり計画や事業の調整を図るほか、市民、企業のまちづくり計画を適切に支援できるように、横断的な行政組織体制を整備します。

■ 関係機関との綿密な調整

国や県、近隣市町村等の公的機関と綿密に調整を図り、整合のとれたまちづくりを進めます。

■ 市民への推進体制の提示

市民が、自分たちのまちづくり活動がどのように行政で扱われているのか、何処に協力を要請すればよいかなど、市民と行政の推進体制の関わりを含めて、市民に行政の推進体制をわかりやすく公開していきます。

4 本方針の推進と管理

4.1 本方針の達成指標の策定と管理

本方針は、公民協働を基本として、その推進と管理を行います。

このため、本方針に示す計画目標をその達成を指標化してわかり易く明示する方法を市民とともに策定していきます。

目標とする具体的な整備がどの程度達成されたか、あるいはされなかったかなど、市民と行政が協働してその進捗状況を管理し、更なる計画の推進や見直しのための基礎指標としていきます。

4.2 本方針の見直しと充実

前記のような、市民と行政の協働による管理により、計画の進捗状況を評価し、適切な運用を行っていきます。

まちづくり基本方針は概ね5年ごと及び社会情勢の変化に応じて見直しを行います。見直しに際しては、本方針の実施状況を検証し、評価を公表した上で、市民の意向を反映して、その見直しを進めるものとします。